

上北町・東北町 号外 合併協議会だより

平成17年3月31日に新東北町が誕生します。

新町誕生にあわせて、行政窓口や各種サービスなどをお知らせする「ガイドブック」を作成し、3月上旬にみなさまのご家庭に配布予定です。

今回の協議会だよりでは、みなさまにより身近なことを一足早くお知らせします。

1. 住所の表示は？

現上北町の住所の方は、上北町から東北町に変わりますが、大字、字、番地は変わりません。一部変わるのが、現 中央(南・北) 丁目××が、**上北**(南・北) 丁目××に変わります。

旧 表 記	新 表 記
上北郡上北町大字 字	上北郡 東北町 大字 字 大字、字、番地は変更ありません。
上北郡上北町旭南 丁目××	上北郡 東北町 旭南 丁目××
上北郡上北町旭北 丁目××	上北郡 東北町 旭北 丁目××
上北郡上北町中央南 丁目××	上北郡 東北町 上北南 丁目××
上北郡上北町中央北 丁目××	上北郡 東北町 上北北 丁目××
上北郡東北町	住所は変更ありません。

2. 郵便番号および電話番号は？

今までどおりの番号で変更ありません。

3. 住所表示の変更に伴う手続きは？

項 目	手 続 き	取 扱 い・手 続 き 方 法
住民票・戸籍	不 要	変更の手続きは必要ありません
印鑑登録証	不 要	
外国人登録証明書	不 要	
国民健康保険証	不 要	
年金手帳	不 要	
老人保健法医療受給者証	不 要	
乳幼児医療費受給資格証	不 要	
身体障害者手帳	不 要	
介護保険被保険者証	不 要	
農業者年金証書	不 要	
不動産(土地・建物登記簿)	不 要	
会社等の本店住所地、役員等住所	不 要	更新時に変更します
自動車運転免許証	不 要	
旅券(パスポート)	不 要	
預金通帳等、キャッシュカード	不 要	変更の手続きは必要ありません

多くは手続き不要ですが、特別な事情がある場合は必要となります。手続きに必要な「証明書」は合併後必要な方へ無料で交付します。詳細については、3月上旬に配布する「ガイドブック」をご参照ください。

4. 窓口業務は？

新東北町役場(現上北町役場)でも、新東北町役場東北分庁舎(現東北町役場)のどちらでも手続きできます。

主な手数料

項 目	手 数 料	項 目	手 数 料
戸籍謄(抄)本	1通450円	除籍謄(抄)本	1通750円
住民票の写し	1通200円	印鑑登録証明書	1通200円
納税・所得証明書	1通200円	身分証明書	1通200円

5. 役場の電話番号は？

現上北町役場の番号(0176-56-3111)、現東北町役場の番号(0175-63-2111)がそのままですので、どちらの番号にかけても新東北町役場につながります。

6. 納付書等の収納は？

新東北町役場(現上北町役場)と新東北町役場東北分庁舎(現東北町役場)に会計課の窓口がありますので、どちらでも収納できます。

7. 保育料は？

新東北町の保育料は下表のとおりです。

国の基準	世帯の階層区分		保育料(月額)	
	町の区分	定 義	3歳未満児の場 合	3歳以上児の場 合
1	A	生活保護世帯	0円	0円
2	B	非課税世帯	7,000円	4,000円
3	C 1	前年分の市町村均等割額のみ世帯	13,500円	10,500円
		民税の区分 但し、特別減税前の額	15,500円	12,500円
		所得割額のある世帯 (5,000円未満)		
4	D 1	所得割額のある世帯 (5,000円以上)	17,500円	14,500円
		64,000円未満	20,000円	17,000円
5	D 2	今年度の所得割額 64,000円以上80,000円未満	23,000円	19,000円
		の区分 80,000円以上120,000円未満	25,000円	22,000円
		但し、特別減税前の額 120,000円以上160,000円未満	27,000円	24,000円
6	D 3	160,000円以上	28,000円	25,000円
7	D 4			
	D 5			

合併後にどうなるの？についてお気軽にお問い合わせ下さい。

上北町・東北町合併協議会事務局 (上北町役場内)
TEL 0176-58-2661 FAX 0176-58-2662
http://www.kamikita.net.pref.aomori.jp/~gappei/
e-mail:gappei@kamikita.net.pref.aomori.jp